

いしかわ

2016 February
第673号
平成28年
2月1日発行



特集
2~3面

第68回石川町成人式

第68回石川町成人式は、1月10日にホテル松多屋で開催され、新成人173名が大人としての新たなスタートを切りました。

(詳細は2~3ページで紹介しています)

成人式

【写真上】鮮やかな振袖に身を包んだ新成人

【写真下】笑顔で写真撮影

新成人に聞きました!
将来の夢・目標は何ですか?



1月10日にホテル松多屋で、第68回石川町成人式が行われました。今年成人を迎えたのは、平成7年に生まれた173名です。会場内には鮮やかな振袖や袴、スリーブなどに身を包んだ新成人が集まり、旧友との再会を喜びあいました。式典では、出席者全員が呼名され、代表して大竹龍徳さん、菅野真理子さんに成人証書が授与されました。また、郷隆太郎さんと佐川莉菜さんが二十歳の抱負を発表しました。郷さんは「より多くのことを学び、経験を積んで、将来石川町に貢献できるようになりたい」、佐川さんは「感謝の気持ちを忘れず、成人式を新たなスタートとして、力強く歩んでいきたい」と述べました。

式終了後には参加者の記念撮影を行い、二十歳の門出の思い出としていました。新成人の皆さん大きな飛躍を期待します。



▲大竹龍徳さん、菅野真理子さんに成人証書を授与



▲二十歳の抱負を述べる郷隆太郎さん、佐川莉菜さん

第68回石川町成人式

ご成人おめでとうございます

町・県民税申告相談会のお知らせ

月	日	曜日	申告相談地区		申告相談会場等
			午 前	午 後	
2	9	火	収入が年金のみの方 (旧町内、中谷地区)		●申告相談会場 石川町共同福祉施設（2階） (石川町商工会館内)
	10	水	収入が年金のみの方 (沢田・野木沢・山橋・母畠地区)		●申告相談会場の電話番号 ☎26-8228
	12	金	上母畠	母畠第一	●申告相談時間 ●平成28年2月9日（火）～3月15日（火） (土・日・祝日を除く) 午前9時00分～11時30分 午後1時00分～4時00分
	15	月	湯郷渡	北 山	●受付時間 午前の部～午前11時まで (但し、受付・相談会の状況により相談時間が午後になる場合があります) 午後の部～午後3時30分まで
	16	火	山 形		●その他 ①該当地区の相談日に都合により申告できない方は、期限内の都合の良い日に申告してください。（土・日・祝日を除く）
	17	水	板 橋		②郵送による申告は、隨時受付けていますので、自分で申告書を作成された方は、期限内に関係書類を添えて直接、須賀川税務署に郵送して申告することもできます。 (須賀川税務署の住所) 〒962-0844 須賀川市東町135番1号
	18	木	南山形	北山形	③「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用すると自宅から確定申告ができます。詳しくは、e-Taxのホームページ（ http://www.e-tax.nta.go.jp/ ）をご覧ください。
	19	金	沢井三里（上沢井）・下沢井	沢井三里（大池）・鳥内	
	22	月	沢井三里（竹柄）	中 央・古 内	
	23	火	赤 羽	新屋敷（沢田）	
	24	水	中 田		
	25	木	形 見	谷 地	
	26	金	谷 沢	坂 路	
	29	月	双 里		
3	1	火	中 野		
	2	水	曲 木		
	3	木	塩 沢		
	4	金	王子平	新屋敷（石川）	
	7	月	当 町	松木下・猫 啼	
	8	火	新 田	本 宮	
	9	水	北 町		
	10	木	新 町・三 芦・高 田		
	11	金	南 町	荒 町・和 久	
	14	月	馬場町	古 町	
	15	火	予備日		



所得税確定申告
須賀川税務署
☎0248-175-12194
石川町役場 税務課 課税係
☎26-19118

お問い合わせ先

注意して
いただきたいこと

※「町・県民税の申告相談会のご案内」の郵送による通知は行っていませんので平成27年中に前賃の所得があった方は、各地区的申告相談日に必ず申告をしてください。軽減（世帯の合計）が受けられないので、必ず申告してください。

※肉用牛の免税を受ける方は、肉用牛売却証明書を必ず提出してください。

2月9日（火）から3月15日（火）まで、石川町共同福祉施設で「町・県民税の申告相談会」を開催します。平成27年1月から12月までの収入を金額の多少にかかわらず申告してください。（内職も含みます）。なお、郵送による通知はありませんので、忘れずに申告をお願いします。

A Q 申告をしなければならない人は？

A Q 何を持っていけばいいの??

料（経過措置により長期損害保険料のみ従前の損害保険料控除を適用）などの支払証明書

平成27年中に支払った医療費の領収書（10万円以上又は所得金額の5%以上を支払った場合、所得控除の対象になります。）

給与所得又は年金所得がある方は、源泉徴収票



A Q 営業・その他の所得を申告する場合は？

平成28年1月1日現在、石川町に居住している方で、次のような方は申告をしなければなりません。

- 農業、商業、サービス業など、各種事業等を営んでいる方
- 地代・家賃等の所得、不動産・株式等の譲渡所得、年金・内職等の所得のあった方
- 給与所得以外に所得があった方、及び2カ所以上から給与を支給された方
- 公的年金收入で400万円以上の方、または公的年金とそれ以外の収入がある方
- 公的年金收入のみの方で、医療費控除や雑損控除を受ける方

収書
●生命保険料・介護医療保険料（平成27年1月1日以後に締結したものの個人年金保険料・地震保険料）

●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納入領収書（国民健康保険税は、納期を8月、また後期高齢者医療保険料は、納期を7月で納入していくなど、いりますが、平成27年分の所得の申告では、平成27年1月1日から12月31日までに納入した納期分が社会保険料控除の対象となります。）

印鑑
●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納入領収書（国民健康保険税は、納期を8月、また後期高齢者医療保険料は、納期を7月で納入していくなど、いりますが、平成27年分の所得の申告では、平成27年1月1日から12月31日までに納入した納期分が社会保険料控除の対象となります。）

書類
●中山間地域等直接支払交付金にかかる収入・支出の明細書等
●農業収入以外の収入（家賃・地代等）の明細書等
●農業受託料を含む）の販売明細書等

※帳簿類や領収書等に不備があると、再度申告相談に来ていただく場合もありますので、あらかじめ帳簿類を整理してください。

A Q 国民健康保険に加入している方へ

●国民健康保険に加入している方は、平成27年中の収入が無くても（0円）申告が必要です。申告しないと、国民健康保険税の軽減（世帯の合計）が受けられないので、必ず申告してください。

●農業、商業、サービス業など、各種事業等を営んでいる方

●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納入領収書（国民健康保険税は、納期を8月、また後期高齢者医療保険料は、納期を7月で納入していくなど、いりますが、平成27年分の所得の申告では、平成27年1月1日から12月31日までに納入した納期分が社会保険料控除の対象となります。）

●印鑑
●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納入領収書（国民健康保険税は、納期を8月、また後期高齢者医療保険料は、納期を7月で納入していくなど、いりますが、平成27年分の所得の申告では、平成27年1月1日から12月31日までに納入した納期分が社会保険料控除の対象となります。）

書類
●中山間地域等直接支払交付金にかかる収入・支出の明細書等
●農業収入以外の収入（家賃・地代等）の明細書等
●農業受託料を含む）の販売明細書等

※帳簿類や領収書等に不備があると、再度申告相談に来ていただく場合もありますので、あらかじめ帳簿類を整理してください。

町・県民税の申告相談会が始まります

人権擁護委員に角田靜夫さん、矢吹重光さんを委嘱



角田 靜夫さん



矢吹 重光さん

平成28年1月1日付けで、人権擁護委員に角田靜夫さん、矢吹重光さんが法務大臣から委嘱（再任）されました。

人権擁護委員は、皆さんから人権相談を受け問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動等を行っています。

人権問題で悩んだ場合は人権擁護委員にご相談ください。秘密は厳守されます。



都大路を駆け抜けた 学法石川高校陸上競技部

男子第66回、女子第27回全国高等学校駅伝競走大会が12月20日に京都府で行われ、学校法人石川高等学校陸上競技部が3年連続で男女揃って出場しました。

午前に行われた女子のレースは42位となりましたが、主力選手が3年生となる次のレースでの飛躍が期待されます。

午後に行われた男子のレースは、目標の全国制覇には届かなかったものの、福島県高校記録を更新する活躍を見せ、昨年に続き7位入賞を果たしました。



安心安全な町を目指して 石川町消防団出初式

石川町消防団（郷誠一団長）出初式は1月10日、南町・荒町通りで行われました。

出初式では加納町長などによる閑団、分列行進のあと、石川・山橋分団に無火災コンクール金賞、沢田・野木沢分団に銀賞が贈られました。また団長表彰として、他の模範となる団員に功績章、屯所内外の機械器具等施設整備が優秀である部に消防施設整備優秀賞が贈られました。

式を通して団員は、気持ち新たに今年の無火災を誓っていました。



ふるさとを思い 東京いわき石川会が町に寄附

東京いわき石川会の遠藤正男会長、五十嵐三夫会計理事は12月22日に来庁し、加納町長にふるさとまちづくり応援寄附金を手渡しました。

この寄附金は、東京いわき石川会の役員の方々からのもので、遠藤会長は「自分の育ったところを大事にしていきたい。これからも石川町をよろしくお願いします」とあいさつしました。

今後についても、ふるさとを思う一つの形として、役員だけでなく一般会員にも寄附の輪を広げていきたいとのことです。



入賞者に表彰状を伝達 全国中学生人権作文コンテスト

作文を通して豊かな人権感覚を身に付けてほしいと行われている、第35回全国中学生人権作文コンテスト福島県大会の入賞者への表彰状伝達は、12月16日に石川中学校、石川義塾中学校で行われました。入賞者は次のとおりです。

●福島県大会奨励賞

遠藤寿生さん（石川中1年）『障がい者と共に生きる』、中島茜さん（石川中1年）『かけがえのない存在』、近内暖さん（石川義塾中3年）『一人一人の個性を大切に』

●白河人権擁護委員協議会長奨励賞

佐藤友香さん（石川義塾中3年）『支え合うということ』



鈴木重謙屋敷跡地に イルミネーションが点灯

まちなかでみんなが集い、憩える場をつくろうとする活動が行われています。

12月21日から1月11日にかけて、鈴木重謙屋敷跡地にイルミネーションが点灯しました。このイルミネーションは学法石川高校・石川義塾中学校の生徒のアイデアにより行われたもので、跡地にある大きなヒバの木をクリスマスツリーに見立て、4000球の電球が飾りつけられました。

また、同跡地には、高校生の手により芝生がはられるなど、若い力と考えが活かされています。



交通事故を防ごう 年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動

平成27年12月10日から平成28年1月7日までの29日間にわたり、年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動が実施されました。

この時期は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故に繋がるおそれのある交通事故が多発していることから、交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践により、交通事故の防止を目的に行われています。

運動期間は終了していますが、引き続き、交通事故を無くすためにご協力をお願いします。

取材します！ 身近に行われている楽しいイベントや明るい話題などを役場総務課までお寄せください。

健康いしかわ21計画

飲酒について

過度の飲酒は、生活習慣病のリスクを高めるほか、事故や犯罪につながるなど社会生活にも悪影響を及ぼします。また、未成年者や妊婦、授乳中の飲酒は、健全な子どもの成長へ悪影響を及ぼします。

そのため、適度な飲酒量の普及・啓発を行い、未成年者や妊婦、授乳中の飲酒をなくすための取り組みを実施していきます。

～「ちょうどよい飲酒量」を知っていますか？～

男性は、純アルコールに換算して、40グラム未満、女性はその半分の20グラム未満です。具体的な量については、下記の表を参照ください。

種類	ビール (500ml)	清酒 (1合180ml)	ワイン (120ml)	ウイスキー ブランデー (ダブル60ml)	焼酎 (1合180ml)
アルコール度数	5%	25%	12%	43%	25%
純アルコール量	20g	22g	12g	20g	36g
適量 ※女性は約半分	中ジョッキ2杯弱	2合弱	3杯半弱	ダブル2杯程度	1杯強

※適量は、体格や体质によっても異なりますが、適量を超えて習慣的に飲酒を続けると、生活習慣病（肝機能障害、糖尿病、心臓病、がんなど）の危険性を高めます。

～おつまみも大事！～

お酒を飲むと体内で分解するための酵素が消耗するため、おつまみには、肉、魚、卵、大豆製品などのタンパク質が豊富な食材を選びましょう。また、アルコールの尿中排泄量が増えることから、ミネラルやビタミンなどの補給のために野菜や海藻も摂るとよいでしょう。ただし、食べ過ぎると肥満のもとですので、おつまみの「量」に注意しましょう。

また、アルコールは、最終的には二酸化炭素と水に分解されるため、お酒を飲みながらお水を飲むことも大切です。

ともに認め合い
支え合う社会へ

男女 共同参画
いしかわ

女性活躍のため 新たな基本計画を決定

国は、平成28年度からの5年間で実施する、第4次男女共同参画基本計画を決定しました。計画では、あらゆる分野における女性の活躍として「男性中心型の労働慣行を見直し、女性が活躍しやすい社会を目指す」とし、男女が共に仕事と生活を両立しつつ、その個性と能力を発揮して活躍できるよう、長時間労働の削減や男性の育児休業の取得率を国家公務員、地方公務員、民間企業とも平成32年に13%とするという目標を掲げています。

また、女性の参画が遅れている分野では、女性の人材確保に向けた取り組みを進め、指導的地位に占める女性の割合を30%程度にするとした目標に向け取り組みを進めています。

最近のキーワードとして「イクメン」、「イクジイ」、「イクボス」のほか、地域での活動を積極的にしていく「イキメン」など、男性の育児参加や働き方の見直しが、今後も注目されていきそうです。



おじいちゃん おばあちゃん といっしょ

- どなんお孫さんですか？
明るい子です。外で元気に遊びます。
- おじいちゃん、おばあちゃんとどんなことをしていますか。
公園でいっしょに遊びます。
- お孫さんへメッセージをお願いします。
笑顔で楽しく成長してね。

第二保育所に通う安藤 淑人くん、箕由生ちゃん、祖父の廣さん、祖母の巴さんです。

になります。

成人が1日に必要なカロリー＝標準体重 * × 25～30Kcal

(*標準体重(kg)=身長(m) × 身長(m) × 22)

3.適切な量の食事をバランスよくとろう！

食事は、主食・主菜・副菜が揃っていることが大切です。

4.塩分は控えよう！

干物、漬物、加工食品、外食、コンビニ食の食べ過ぎは、塩分の過剰摂取になります。

5.野菜はたくさん、果物は適度に食べよう！

野菜は、茹でる、炒める、蒸すなど、熱を加えることでたくさん食べることができます。

果物は、食べ過ぎると糖質が多いため、中性脂肪の増加や肥満に繋がります。

6.家族や仲間と一緒に食事をしよう！

一人の食事は、欠食や偏食、栄養バランスの悪い食事になりがちです。

家族みんなで食卓を囲むことで、子どもの頃から正しい食生活の基礎を育むことができます。また、家族や仲間と一緒に食事をおいしく食べることは、欠食や偏食の防止にもなり、こころと体の健康に繋がります。



生活習慣病とは、高血圧・糖尿病・脂質異常症・肥満等、偏った食生活や運動不足、ストレス、喫煙、飲酒など毎日の生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気を言います。

生活習慣病を予防するには、食生活を整えることが重要です。食生活を見直し、健康のために必要な食事をしましょう。

1.規則正しく食べよう！

1日3食食べること。欠食や間食は肥満の原因になります。

2.自分の適量の食事を知ろう！

自分の適量を知ることは、食べ過ぎを予防すること





お問い合わせ先
須賀川税務署
☎ 0248-175-12194

案内

屋内遊び場「いしかわスキッズ
広場」で遊びませんか？

- 冬の時期、寒くて外で遊べない！他の保護者との「ミニユニークション」を図りたい！そんな時には、親子で屋内遊び場「いしかわスキッズ広場」に来てみませんか？
- 利用対象

- お問い合わせ先
- (1)講義「知っていますか？里親制度～あなたを待っている子どもたちがいます～」
- (2)養育里親による体験談
- 申込期限 2月16日(火)



☎ 26-8416

心配ごと相談

日時 2月10日(水)（弁護士相談）
午後1時～午後4時
※要予約

場所 老人福祉センター

お問い合わせ先

石川町社会福祉協議会

☎ 26-3793

案内

須賀川税務署の確定申告に関するお知らせ

- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 須賀川市産業会館
- ※会場は大変混雑しますので、次による提出方法が大変便利です。
- ①国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して電子申告(e-tax)
- ②同コーナーを利用して、申告書を作成・印刷の上、税務署へ郵送

お問い合わせ先

須賀川税務署

☎ 0248-175-12194

農業委員会事務局からのお知らせ

- 定申告書作成会場を設置します。
- 期間 2月8日(月)～3月15日(火)
(土、日、祝日を除く)
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 須賀川市産業会館
- ※会場は大変混雑しますので、次による提出方法が大変便利です。
- ①国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して電子申告(e-tax)
- ②同コーナーを利用して、申告書を作成・印刷の上、税務署へ郵送

お問い合わせ先

農業委員会事務局

☎ 26-9129

PM2・5について

- 春から初夏にかけてPM2・5の濃度が上昇する傾向があります。
- PM2・5とは
微小粒子状物質です。呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられます。
- 注意喚起情報（暫定的な指針となる値を超えた）が出た場合は、外出時にはマスクの着用を心がける点に心がけてください。
- 不要不急の外出は自粛する点については環境省・福島県のホームページをご覧ください。
- 屋外での激しい運動を自粛する高齢の方や病気の方、小児、体の弱い方や病気の方、小児、高齢の方は特に注意する
- 詳しくは環境省・福島県のホームページをご覧ください。

相談

「里親入門講座」を行います

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3名まで利用 | 無料 | お問い合わせ先 |
| ②午後1時～午後3時 | 2月23日(火) | ※詳しくはお問い合わせください。 | 無料 | 保健福祉課 児童福祉係 |

- | 回 | 日時 | 内容 | 料金 | 原則、未就学児童とその保護者（※兄弟で利用する場合、小学3年生まで可） |
|-------------|------------------|-----------|----|-------------------------------------|
| ①午前10時～午後3時 | 2月と3月の毎週日曜日（計8回） | 保護者同伴、児童3 | | |



石川町温水プール水泳教室生徒募集!

温水プールでは、平成28年度水泳教室に参加する小学生を募集します。
参加希望者は下記によりお申し込みください。

●申込受付期間 2月16日（火）～2月28日（日）
(上記期間後の申し込み受け付けは一切行いません)

●申込先 石川町温水プール（大字双里字川向2-2）
●申込方法 申込書を提出していただきます。

●各教室の定員 ジュニアクラス15名、キッズクラス10名、ステップアップ15名
※申込書は温水プール窓口にあります。電話での申し込みは受け付けません。

※応募者が定員を上回る教室は、曜日の調整又は抽選となり、抽選の結果によっては受講できない場合がありますのでご了承願います。

●各教室の内容

教室区分	対象	内容
キッズクラス	泳げない子	水泳基本動作、クロール
ジュニアクラス	少しでも泳げる子	クロール、背泳ぎ
ステップアップ	クロール、背泳ぎが上手に泳げる子	平泳ぎ、バタフライ（4泳法の習得）

●教室・受講料 教室区分・対象者・日程・受講料は次のとおりです。

教室区分	対象	日程	受講料	講師
キッズクラス1	小1～3年生	4／12～全35回 火 午後4時30分～	19,000円	相楽真由美先生
キッズクラス2	小1～3年生	4／16～全35回 土 午前10時～		
キッズクラス3	小1～3年生	4／16～全35回 土 午前11時～		
ジュニアクラス1	小1～6年生	4／16～全35回 土 午後2時～		
ジュニアクラス2	小1～6年生	4／13～全35回 水 午後4時30分～		
ジュニアクラス3	小1～6年生	4／14～全35回 木 午後4時30分～		
ジュニアクラス4	小1～6年生	4／14～全35回 木 午後6時30分～		
ジュニアクラス5	小1～6年生	4／15～全35回 金 午後4時30分～		
ステップアップ1	小3～6年生	4／13～全35回 水 午後6時30分～		
ステップアップ2	小3～6年生	4／15～全35回 金 午後6時30分～		

※ご要望やご質問は、教育課体育振興係（☎26-2566）までお問い合わせください。

※網掛け部分は昨年度と変更になった部分です。

【注意】

- ①各教室は1時間です。
- ②応募者が定員に満たない教室は、実施しない場合があります。
- ③後日、参加者説明会を開催します。
- ④受講料は参加者説明会の際に納めていただくことになります。
参加人数により受講料が多少変動することがありますのでご了承ください。
- ⑤受講料にはスポーツ安全保険料を含みます。
- ⑥教室参加者は受講料のほかに入場料が必要です。

●お問い合わせ先 石川町温水プール ☎26-5884

※お申し込み・お問い合わせは次の時間にお願いします。

火～金曜日 午後1時～午後8時30分

土・日曜日 午前10時～午後5時30分



役場新庁舎建設工事の進捗状況をお知らせします

役場新庁舎建設工事の進捗率は、12月末時点において約67%となっており、これまで杭工事、基礎（地中梁）工事、免震装置設置、1階基礎工事、1階・2階・3階の立ち上がり躯体工事が終了しました。

1月からは、屋根工事及び外装工事に入っており、完成に向けて順調に進んでいます。なお、本体工事と関連がある外構関連工事（ポンプ庫・室外機置場・オイルタンク・浄化槽の基礎及び配管トラフ）を追加発注したことから、工期を5月30日まで延長しました。



▲新庁舎南東側より



▲1階内装工事



▲2階南側間仕切り壁



▲2階内装工事



▲3階鉄骨工事



▲屋根工事

話・和・輪の広場(認知症カフェ)準備中!!

～認知症の人や介護者を中心に、誰でも気軽に集まれる場に～

今や誰もが認知症になってもおかしくない時代です。みなさんは、もし自分が認知症になったら、どこでどんなふうに暮らしたいと思いますか。

町では、認知症になっても、住み慣れたところで、その人らしく住み続けることができる地域づくりの一環として、『話・和・輪の広場（認知症カフェ）』の立ち上げを検討しています。

認知症カフェは、認知症の人やその家族・地域の人・認知症について気になる人・介護の専門職などが気軽に集まり、和やかな雰囲気のもとで交流を楽しむ場です。必要に応じて相談にも対応します。認知症の人にとっては、自分がやりたいこと・できることを楽しんでやれる活動の場になり、ご家族にとっては、介護者同士の共感や情報交換、ちょっと息抜きができる場になるでしょう。また、地域の人にとっては、認知症の人や介護者との交流を通して認知症を学び理解を深める場になります。

認知症になったからと家に引きこもったり、家族の認知症のことを一人で悩んだりするのではなく、気軽に立ち寄ってお茶を飲みながら、ちょっと一緒に楽しい時間を過ごせる場にしていきたいと考えています。

11月から、介護者の方や認知症ボランティアが先進地を視察し準備を進めています。

オープンが決まりましたら詳細をお知らせしますので、ぜひ足を運んでみてください。

●認知症の相談・お問い合わせ先 石川町地域包括支援センター ☎26-4606

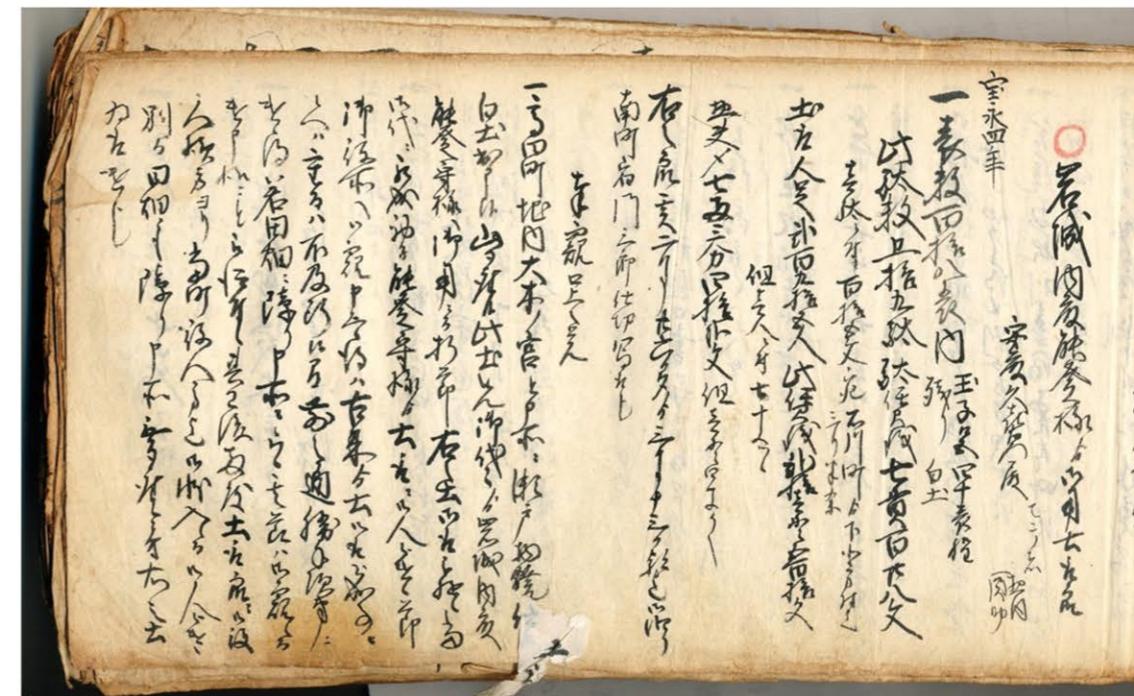
《資料館便り》

石川町立歴史民俗資料館は、町の文化財保存と活用、町民の教育、学術及び文化の発展を目的に昭和49（1974）年秋に開館しました。公的施設としては、県下のさきがけの一つです。

「資料館便り」 編集：石川町立歴史民俗資料館
〒963-7845 石川町字高田200-2 ☎26-3768

「鉱物の町石川」ルーツ発見!

石川の「土」、いわきのお殿様の御用窯に 《鈴木重謙家文書》



宝永四年（1707）に、いわき平藩の殿様内藤能登守が、自分の窯「御用窯」^{こうようがま}で、瀬戸物を焼くための陶土を取るため、安藤久喜右衛門を「土取衆」^{つちとりしゆう}として石川に派遣し、2月26日～3月13日まで、約2週間で土を118俵掘り出した。

これまで能登守は石川から陶土を取っていたが（当時、石川は白河藩の土地であった）、白河の殿様が代わったので、改めて石川の町役人を通して、白河藩の役所に伺った所、（白河藩の役所からは）田や畠に支障がないのなら、これまで通り掘り出して構わない、と回答があった。

昨年4月、石川町の大庄屋「鈴木家」(鈴木莊右衛門・重謙)の御子孫から町に寄贈されたこの古文書に、石川の土が焼き物用の陶土として利用されていた記録が見つかりました。

宝永四年(1707)、磐城平藩の殿様内藤能登守が、陶土を取るところ、「二又堀一町口二

卷之三

記録が見つかりました。
宝永四年（1707年）、磐城平藩の殿様内藤能登守が、陶土を取るため「土取衆」を石川に派遣した記録です。

「高田町地内大木ノ宮」に白土の出る山があり、そこから「玉子色」の土を四十俵と、他に「白土」を掘り出しています。しかも、「此土御代々ヨリ・折節右之土御取被遊候・」とあり、以前からこの陶土を取っていたことが分かります。

したがって、1600年代の後半には採掘が行われていた事実が明白で、「鉱物の町石川」のルーツとして大変重要な発見

橋本悦雄さん（石川町文化財保護審議会委員）の見解
採取した陶土が「玉子色」「白土」とあり、おそらく「辰石」が風化した土で、いわき平藩の御用窯では、磁器の生産をしていたのではないかと思います。また、「高田町大木ノ宮」は、石川町内新田地区の「大貴宮」周辺と考えられ、その一帯は、ペグマタイト（長石・石英の大な結晶）の本場で、長石の風化した「陶土」があつても当然です。石川産鉱物の利用が、1600年代後半には、すでに始まっていたことを示す、極めて重要な発見だと思います。

※「長石」はクリーム色の鉱物で、焼き物（瀬戸物）を作る際に欠かせない釉薬（うわぐすり）の原料です。また、「石英」はガラスの原料です。石川地方は、全国的に有名な長石・石英の産地でした。

いしかわの「お宝」⑩

福島県指定重要文化財

やくおうじ はんぎ
「薬王寺の版木」
(石川町立歴史民俗資料館寄託)



「資料館便り」では、町に伝えられて来た貴重な文化財、鉱物や動植物などの天然記念物を紹介します。

●「薬王寺の版木」は、
本町医王山薬王寺に伝
わる版木です。
仁王般若經版木 11
妙法蓮華經版木 11
70枚があります。そ
れぞれ、「正慶元年
(1332)」と「康暦
二年(1380)」の
銘があります。

いわき市の白水阿弥陀堂に版本の断片が残つてゐるにすぎません。このため、仏教史上、更には印刷史上からも大変貴重であるとして、昭和28年（1953）10月1日、福島県から重要文化財に指定されました。

ら室町時代初めにかけて、この版本によつてお経を印刷し、仏教の布教が盛んに行われたことが分かります。現在は静寂な環境にある薬王寺ですが、当時はたくさんの僧侶が集まり、厳しい修行の場にもなつていたのでしょう。福島県内では他に、

今月の納期

- 2月25日(木)までに納めましょう
国民健康保険税(第8期)
- 介護保険料(第8期)
- 2月29日(月)までに納めましょう
後期高齢者医療保険料(第7期)



(平成27年12月1日～12月31日までの届出分で
掲載希望のあった方 敬称略)

こんにちは赤ちゃん

Hello baby

氏名	保護者	住所
小松 朱莉	(晃・由香理)	境ノ内
円谷 梨心	(和聖・礼子)	曲木
添田 なな	(成人・愛)	長久保
水野 瑛太	(浩一・弘子)	谷沢
志田 舞也	(直也・舞)	中野
近内 恋空	(孝司・律子)	中野

カップル誕生

Couple

新郎 新婦(住所)			
小湊 巧	(谷地)	・ 和田真由美	(白河市)
小豆畑浩穂	(飛ヶ作)	・ 鈴木亜瑞彩	(矢吹町)
後藤 三輝	(下泉)	・ 佐藤 浩子	(西郷村)

おくやみ

Condolence

氏名	住所	氏名	住所
小湊 多一	(赤羽)	野内 秀男	(新屋敷)
瀬谷 銀二	(北町)	佐川 サタ	(赤羽)
佐藤 公一	(猫啼)	添田 和美	(北山)
二瓶 ミヨ	(北町)	南條 喜一	(谷地)
長谷川かおり	(境ノ内)	影山 和雄	(双里)
大串 一	(北山)	小林ツメノ	(立ヶ岡)
田村 寿雄	(猫啼)	岡田恵美子	(湯郷渡)
近藤 アイ	(南町)	中島みね子	(沢井)
我妻 欽一	(形見)	三森 重俊	(中田)
首藤 忠良	(字新屋敷)	永沼 榮	(塩沼)
木戸 ユキ	(母畑)	矢吹 好子	(谷沢)
郷 重太	(新屋敷)		

TOWN EVENT CALENDAR

石川町 2～3月の主な予定

2月 ●February

15 月		
16 火		
17 水		
18 木	3～4か月児健診(13:00～)	保健センター
19 金	子育てサロン(9:30～)	中谷自治センター
20 土	在宅当番医	ひらた中央病院 (平田村)
21 日		
22 月		
23 火		
24 水	1歳児教室(9:30～)	保健センター
25 木		
26 金	子育てサロン(9:30～)	中谷自治センター
27 土		
28 日	在宅当番医	とりごえ整形 外科クリニック
29 月		

3月 ●March

1 火		
2 水		
3 木	1歳6か月児健診(13:00～)	保健センター
4 金	子育てサロン(9:30～)	中谷自治センター
5 土	「地域包括ケアシステムを考える」 シンポジウム(14:00～)	共同福祉施設
6 日	在宅当番医	ひらた中央病院 (平田村)
7 月		
8 火		
9 水	6～7か月児教室(9:30～)	保健センター
10 木	3～4か月児健診(13:00～)	保健センター
11 金	石川中学校卒業式(9:00～) 子育てサロン(9:30～)	石川中学校体育館 中谷自治センター
12 土		
13 日	在宅当番医	ひらた中央病院 (平田村)
14 月		



国保だより

国保の届出書等に
個人番号の記載が必要です

マイナンバー制度が開始されたことにより、平成28年1月から国保の届出書等に個人番号を記載していただくことが法的に義務付けられました。

個人番号を用いた情報連携が拡大することで、他市町村から異動してきた方などについて、住民税の情報等の取得が迅速に行われることにより、国保税の算定や給付の支給決定等が速やかに行われたり、手続きの際に必要な証明等の添付書類の省略が可能になったりするなど、利便性が向上するメリットがあります。

窓口に来られる際には、以下のものも併せて持参してください。

被保険者本人及び同一世帯の人が窓口に来られる場合

- 被保険者本人の通知カードなど個人番号が分かるもの
- 運転免許証などの本人確認書類

上記以外の人が窓口に来られる場合

- 被保険者本人の通知カードなど個人番号が分かるもの
- 代理で来られる方の運転免許証などの本人確認書類
- 被保険者本人からの委任状や被保険者本人の被保険者証など代理権の確認できるもの



◆お問い合わせ先 町民生活課 国保年金係 ☎ 26-9125

子育て支援ボランティアを 募集します

お子さんと保護者の交流の場として、「子育てサロン」を開催しています。音楽遊び、季節の行事、体操、ベビーマッサージ、絵本の読み聞かせなど親子のふれあい遊びを行っています。

この子育てサロンで活動する「子育て支援ボランティア」を地域の皆さんの中から募集します。

◆活動内容

- 子育てサロンでの親子との交流や支援
- 会場準備等運営のお手伝い
- 趣味・特技の披露や指導
(音楽・ダンス・英会話・昔遊び・作品づくり・遊具の制作等どんなことでも構いません)

◆活動までの流れ

- 子育て支援ボランティアとして登録します。(随時)
- 活動内容に応じて、ご都合のよい日程を事前に調整いたします。

保健センター だより

現在14人のボランティアの方が活動中です。子どもに伝えたい趣味や特技がある方など、世代を問わず子育て支援に意欲のある方をお待ちしています。興味のある方は保健センターまでご連絡ください。

子育てサロン

開催日時 金曜日(月3回)
午前9時30分～11時30分
場所 中谷自治センター
参加費 1回100円



◆お問い合わせ先 保健センター ☎ 26-8416

自殺対策予防標語 「家族愛・地域の愛で自死防止」

HAPPY SMILE

ハッピー

スマイル



太田 結梨ちゃん(1歳)

「笑顔のかわいいいゆうちゃん！
元気で優しい子に育ってね♡
パパ・ママより 立ヶ岡

- 「ハッピースマイル」では参加してくれるお子さん（3歳以下）を募集しています。気軽にお問い合わせください。
●ハッピースマイルは電子メールでも受付しています。必要事項を記入し写真画像を添えお送りください。
石川町役場総務課 26-2111 koho_k@town.ishikawa.fukushima.jp



職業▶平田村の三進金属で溶接業をしています。

- Q 今、情熱を傾けて取り組んでいることは何ですか
A 仕事です。今年で5年目になり、後輩を指導しながら仕事をし、責任感のある立場になりました。なので、自分の持っているものを精一杯發揮し、後輩を大切にし、日々頑張っていきます。
- Q 将来やってみたいことや夢を聞かせてください
A 結婚をし、将来の奥さんと子供の笑顔に包まれた幸せな家庭を築きたいです。
- Q 将来どんな町になって欲しいですか
A 若い人が力を発揮できるような、イベント、行事を増やして、明るい町になって欲しいです!!
- Q 最後に理想のタイプは
A 明るく元気で、自然体でいられる人です。

Q & A
青春ど真ん中

大田 駿介さん
(22歳)



▶次回は、大田さんの紹介で江尻 美沙子さんです。

編集後記

新成人になられた皆さんおめでとうございます。例年2月号では成人式について取り上げていますが、今回は表紙写真のほかに企画として、これから夢や目標を書いてもらうコーナーを設けました。紙面をご覧になっている二十歳以上の皆さん、そのころの夢や目標を覚えていましたか。夢が叶った人もそうでない人もいると思いますが、そのころの気持ちを忘れず、前を向いて頑張っていましょう。（佐久間）

みんなで防犯

石川 小学校 6年 小豆畠ひかるさん

子ども防犯呼びかけ隊

今月の隊長 広報無線の声

Q毎日の通学などで気をつけていることは?
A歩いて帰るときは、できるだけ友達と一緒に帰り、一人にならないようにしています。

Q将来の夢を聞かせてください。
A私の夢は、獣医師になることです。獣医師になつて動物と心で通じ合えたらなと思っています。

町の人口

●1月1日現在住民基本台帳●	() 内前月比
16,225人	(△38)
男 7,928人	(△22)
女 8,297人	(△16)
世帯数 5,737戸	(△10)

町民憲章

- 自然と文化を愛し
豊かな町をつくりましょう
- 親切と勤労をむねとし
住みよい町をつくりましょう
- 歴史と未来をみつめ
誇りある町をつくりましょう